

IPマルチキャスト放送に関する要望

2006年4月27日

役務利用放送協議会

はじめに

技術の進展に対応した法整備を望む

- 文化と芸術の発展、社会的秩序、ユニバーサルサービス
- 多チャンネル化
- 電波資源、エネルギー資源の保全
- 技術の進歩を活用した多様なシステム構成
- 国際的技術競争力、文化の発信力
- 国民の受けることができるサービスの向上
- 急速に進歩する技術に対応して、上記要求を満足できる法制度の整備と適切な適用が求められる

要望内容

IPマルチキャスト方式を利用した有線役務利用放送事業者が、従来の有線放送と同様に、地上デジタル放送及び衛星放送の同時再送信を行えるように、「IPマルチキャスト放送」※が、著作権法上の「放送」に位置付けられるよう本年内に措置いただきたい

背景

1. IPマルチキャスト方式を利用した有線役務利用放送事業者は、放送法規の規制を受け、放送事業を行っているにも関わらず、従来方式の有線放送と著作権法の扱いが異なる。これによって、従来の有線放送と同等のサービスが行えない。
2. 地上デジタル放送の推進に端を発し、「放送・通信の融合」の議論が本格化しており、「IPマルチキャスト放送」の著作権法上の位置付けを早急に検討すべき状況になっている。

※ 「IPマルチキャスト放送」とは、電気通信役務利用放送法に基づく登録を受けた事業者がIPマルチキャスト技術を活用して、サービスを行う有線役務利用放送をいう。

IPマルチキャスト放送と従来方式有線放送の映像品質

有線役務利用放送事業者は、インターネットとは異なるネットワークを用い、様々なメカニズムを導入し高い映像品質を実現している

ネットワーク

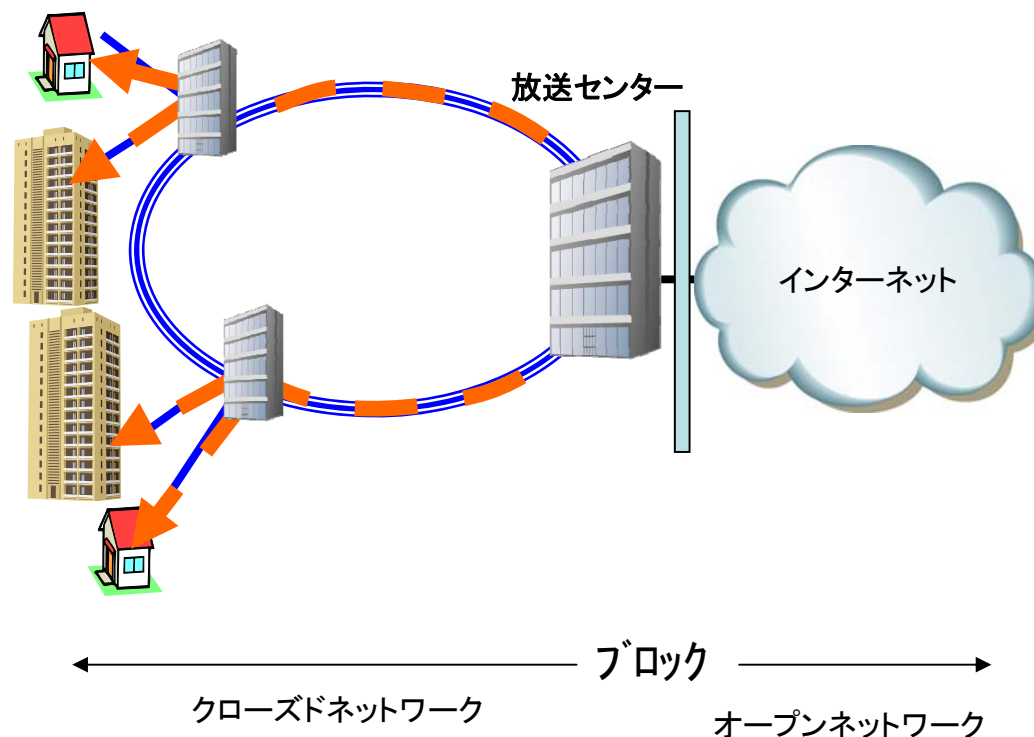
- ◆ 大容量 光ネットワーク
- ◆ 多チャンネル放送を実現するIPマルチキャスト技術
- ◆ インターネットとは異なるクローズドネットワークによる品質管理とセキュリティ確保

ブロードバンドアクセス

- ◆ 最大1Gbpsの光ファイバアクセス
- ◆ 最新のVDSL技術、PON、ADSL

宅内機器

- ◆ IPマルチキャスト対応STB
- ◆ 強固な著作権保護システム(地上デジタル放送以上)



地上デジタル放送再送信への技術的対応

「IPマルチキャスト放送」を利用した地上デジタル放送再送信を行うにあたって、解決すべきとされている主な課題についての対応は、以下のとおり

主な課題	対応策
1. 免許対象地域内への配信限定	IPv6網等クローズドなネットワークを利用し、インターネットを経由しないで放送コンテンツをクローズド配信し、さらに現行の地域免許制度に基づく免許対象地域を踏まえて配信先のエリア設定を行うことにより限定配信は可能(一部、行政区画とサービス提供エリアの不一致あり)。
2. 編成及びサービスの「同一性保持原則」	放送事業者との取り決めに基づき、情報内容を変更することなく配信することは技術面及び運用面での対応で可能。
3. 全チャンネルの同時伝送	予め当該地域の全チャンネルの見合いの伝送帯域を、IP配信ネットワーク上で確保しておき、マルチキャスト伝送技術により全チャンネルを各収容局まで配信して、利用者側でチャンネル選択を行う方式での対応可能。
4. IP伝送に伴う「遅延」	電波による配信に比較すると、IP配信の場合は送出側での映像エンコーディングや家庭に設置する端末(IP-STB)での映像デコード等が視聴には必要となるため、～2秒程度の遅延がシステム毎に想定されるがTV視聴には問題ない。またチャンネル切替についてもほとんど遅延のないシステム対応が可能。
5. 視聴の「匿名性」	IPによる配信事業主体が視聴データ等をサーバ設備に蓄積しないことにより、視聴の「匿名性」の担保は可能。
6. 再送信対象地域の特定化	ルーラルエリア等の狭義の「条件不利地域」に限定したサービスを提供することは、通信事業者側の事業採算性の観点から困難。 また、都市部における高層ビル等による難視聴対策も必要である。

IPマルチキャスト放送へのユーザニーズ

「IPマルチキャスト放送」へのユーザニーズに答えていきたい

- 地上波放送を見られるようにしてほしい
- CATVで視聴できる好きな番組がない

代表チャンネルの再送信状況

現在放送しているもの(例示)

事業者によって、若干異なる。

洋画・ドラマ	邦画・ドラマ	スポーツ	音楽	アニメ	総合・ニュース
スーパーチャンネル	チャンネルNECO	GAORA	スペースシャワTV	ギッズステーション	朝日ニュースター
FOX	ファミリー劇場	スカイA	MTV	アニマックス	フジテレビ721
AXN	時代劇専門チャンネル	G+Sports & News	MUSIC ON! TV	カートゥーン	フジテレビ739
ムービプラス	日本映画専門	JSPORTS			
その他					
スターチャンネル					
WOWOW					

* 現在「IPマルチキャスト放送」によって配信されている番組はCS放送の一部の番組に限られており、地上デジタル放送再送信や民放系チャンネルを始めとするCS放送の多くは「IPマルチキャスト放送」による配信が実現していない。

IPマルチキャスト放送への期待(1/2)

ブロードバンドサービスによるコンテンツ流通推進は、国策かつ全世界的な流れでもある

知的財産推進戦略2005より

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(1) デジタル時代に対応した幅広い改革を進める

既存の流通機構にとらわれない新しいビジネスの流れが進む中で、コンテンツ流通大国に向けて、放送番組等とインターネットの関係や著作権等の課題、業界の近代化・合理化などの幅広い改革について2005年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

(2) 新しいビジネスモデルと技術を開発する

1) コンテンツ流通市場を形成する

コンテンツ制作者が多様な流通経路の中から選択的にコンテンツを発信できるよう、海外における先進事例の調査研究等を踏まえ、2005年度から、コンテンツの仲買機能を果たす「目利き役」が存在する流通市場の創設に向けた取組を行う。

(総務省、経済産業省)

2) コンテンツ利用に係る関係者間の合意を形成する

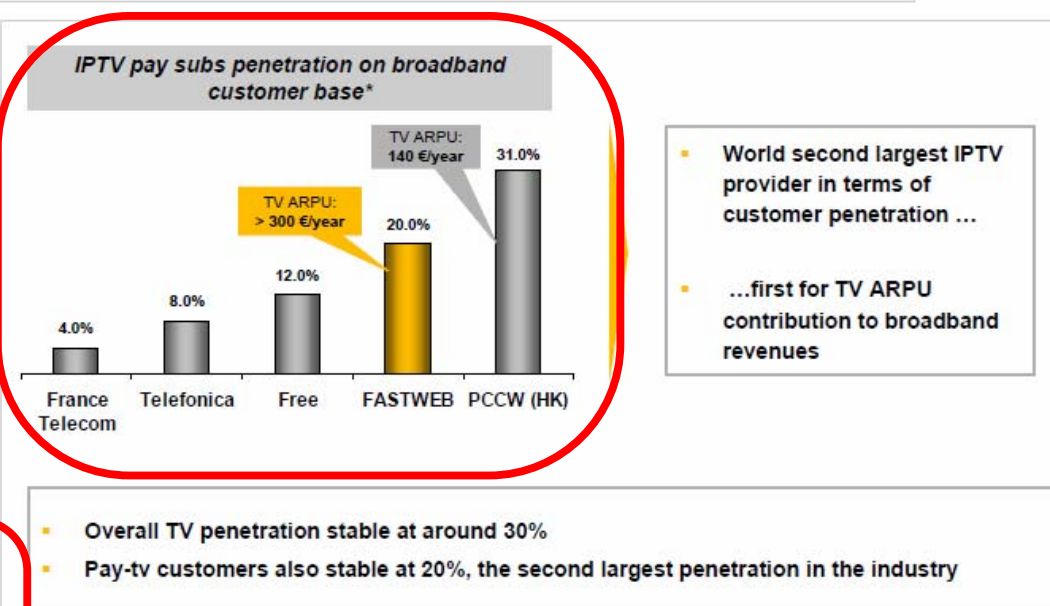
- i) 映画や放送番組などのコンテンツが、インターネット配信の手段により有効に活用されるよう、著作権管理団体と利用者団体協議会との協議等を踏まえ、2005年度も引き続き、権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、法的・技術的環境の整備について国際的な検討に積極的に参加する。

また、映画や放送番組などのコンテンツのブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送における活用に向けて、2005年度も引き続き関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、そのようなコンテンツの活用を促進する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

伊FastWebレポートより

World Top 5 IPTV Players



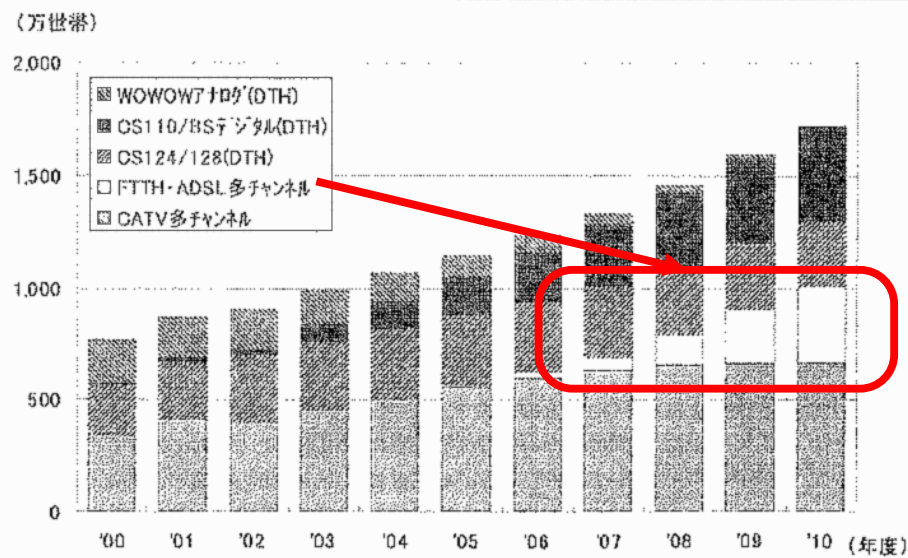
米AT&Tも参入を表明

IPマルチキャスト放送への期待(2/2)

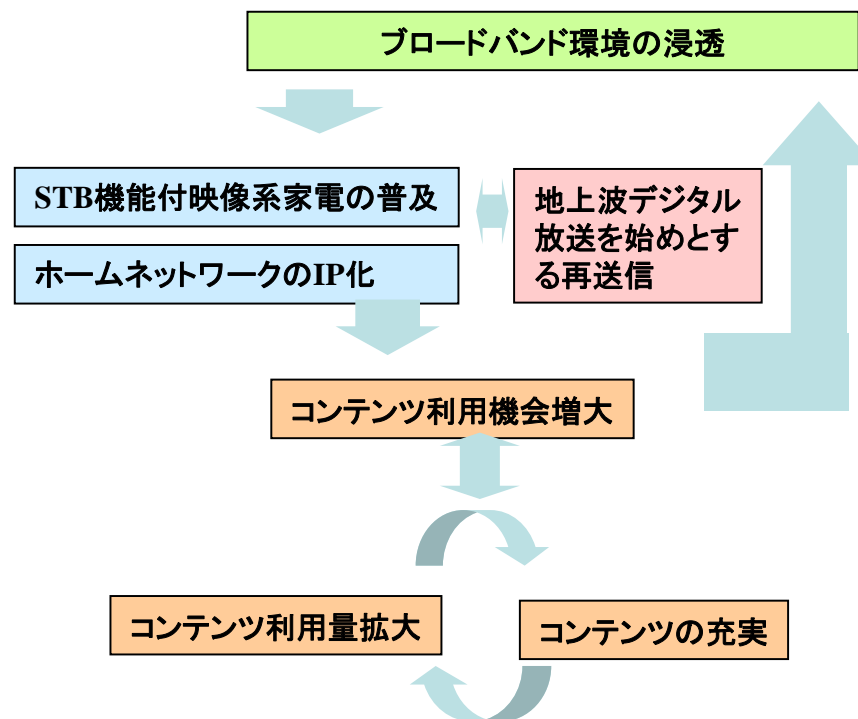
- 「IPマルチキャスト放送」による多チャンネル放送市場の活性化により当該市場が拡大すると期待されている
- 当該市場拡大がコンテンツ制作分野への資金循環を円滑化し、良い循環をつくり出すことが期待されている

みずほ産業レポートより

【図表4-14】多チャンネル世帯数予測

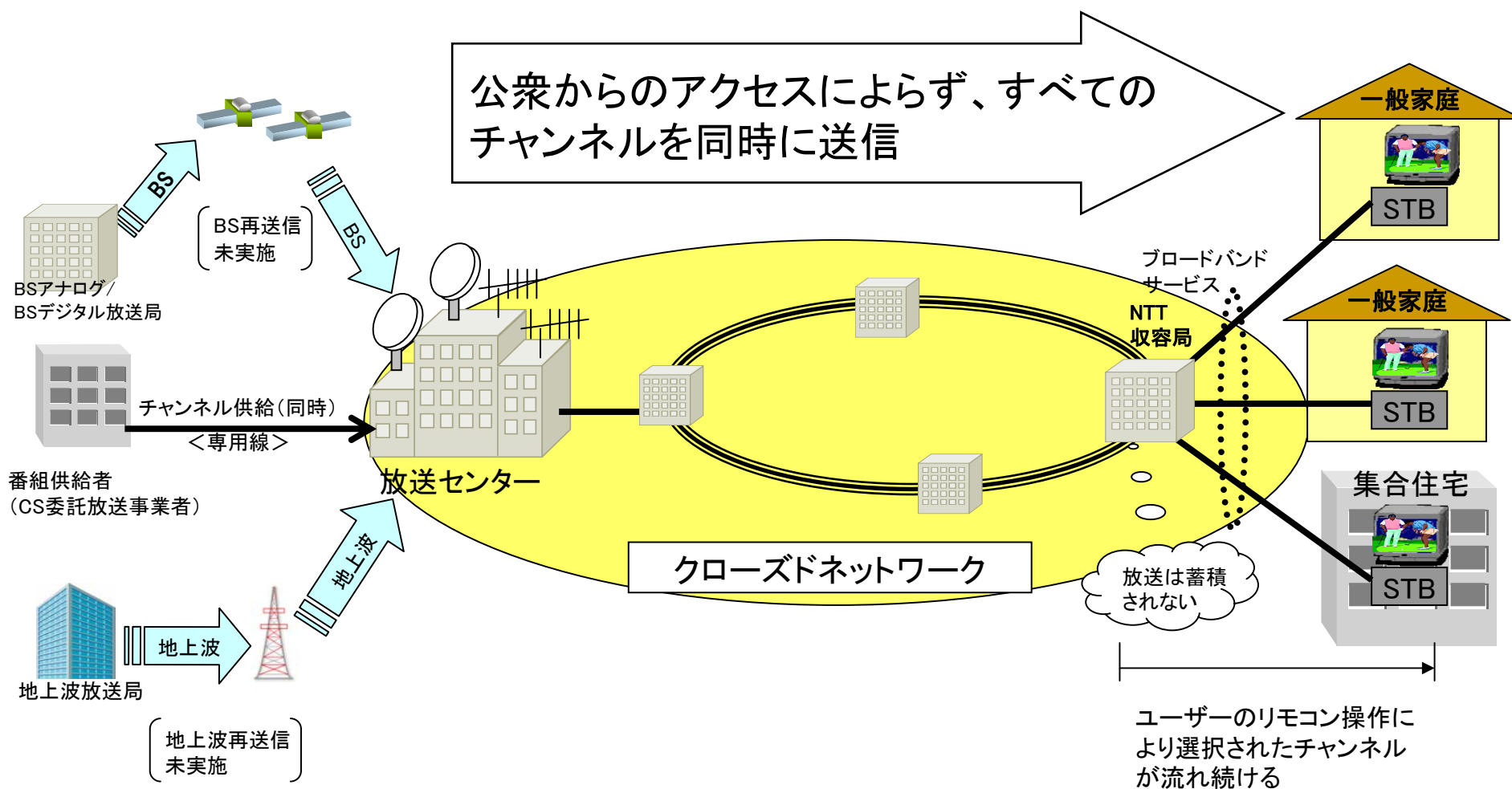


ブロードバンドによるコンテンツ流通の活性化



参考1 IPマルチキャスト放送のしくみ

「IPマルチキャスト放送」は、公衆によって『同一の内容の送信が同時に受信されることを目的』として行う有線電気通信の送信を行っている



参考2 放送法規の規制

- 放送事業者は、公共的な役割・社会的な責任を担うものであるが、「IPマルチキャスト放送」は、電気通信役務利用放送法による規定に服するものであるため、これを担うに十分値する
- 電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務利用放送法(平成15年法律第125号)に基づき、参入に際して厳格な手続き(登録制)を受ける他、以下の規定が課されている
 - ・ 経理的基礎及び責任主体の明確化(法第5条第1項第4号)
 - ・ 設備に関する責任主体の明確化(法第5条第1項第5号)
 - ・ 技術基準適合維持義務の遵守(法第11条)
 - ・ 再送信に関する同意(法第12条)
 - ・ 有料サービスに関する契約約款の届出(法第13条)
 - ・ 役務の提供義務(法第14条)
 - ・ 放送番組の編集等に関する事項(法第15条にて準用する放送法の規定)

参考3 権利処理方法の違い

- 自動公衆送信では、実演家の事前許諾が必要となる。全ての実演家・レコード製作者が権利団体に加入している訳ではなく、役務利用放送事業者による事前許諾は不可能。
- 番組供給者であるCS放送委託放送事業者や地上波・BS放送事業者に依存するが、全ての実演家やレコード製作者と契約を結び、自動公衆送信の許諾を事前に得れば理論的には可能であるが、生番組や柔軟な演出という観点、CMの取扱い等からは現実的でない。

	有線放送	自動公衆送信
許諾権(事前)	作詞・作曲 脚本	作詞・作曲 脚本 レコード 実演
報酬請求権	レコード 実演	